

(2) 休暇制度

\* 使用実績は、平成26年1月1日～平成26年12月31日の期間

休 暇 の 種 類	休 暇 日 数 等	使 用 実 績	
年 次 有 給 休 暇	全職員に対し、1年につき最大20日間付与。 (前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年繰越)	平均使用日数 7.1日	
病 気 休 暇 (長期のみ)	職員が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、そのため勤務しないことをやむを得ないと認められる場合の休暇。休暇の期間は、必要最低限度の期間として最大90日。	取得件数 1件	
特 別 休 暇	法 要 の 休 暇	配偶者及び1親等の血族に限り1日。	取得件数 2件
	配偶者出産の休暇	配偶者の出産に際し、2日以内。	取得件数 0件
	産前産後の休暇	分娩予定日前8週目から出産の日の翌日から8週目にあたる日までを限度。	取得件数 0件
	忌 引	親族の喪に遇った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、1日から7日。	取得件数 14件
	育 児 休 暇	生後1年に達しない子を有する職員に対し、1日2回以内。各60分。	取得件数 0件
	夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持・増進等により、6月から10月までの間において3日以内。	平均使用日数 2.9日
	その他の特別休暇	結婚の休暇、ドナー休暇、看護の休暇、その他村長が定める場合。	取得件数 5件
無給休暇	介 護 休 暇	負傷、疾病又は老齢により親族等介護しなければならない職員に対して6ヶ月を限度として認められる期間。	取得件数 0件
	組 合 休 暇	職員組合活動に従事する場合に必要なと認められる期間。	取得件数 0件

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分 ~ なし (2) 懲戒処分 ~ なし

5 職員のサービスの状況

「職員サービスの根本基準」(地方公務員法第30条)：すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

区 分	内 容	違反者数
命 令 に 従 う 義 務	職員は、法令に従い、且つ、上司の職務命令に従わなければならない。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0人
秘 密 を 守 る 義 務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0人
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務のみに専念しなければならない。	0人
政 治 行 為 の 制 限	職員は、政治活動等をしてはならない。	0人
争 議 行 為 等 の 禁 止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0人
営 利 企 業 従 事 制 限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0人

6 職員研修の実施状況

研 修 区 分	受 講 者 数	研 修 内 容 等
北海道市町村職員研修	6人	税務事務研修、管理能力研修等
石狩町村会研修	7人	初級研修、法務研修等
札幌広域圏組合研修	2人	新規採用職員後期研修
村 単 独 研 修	3人	道外研修、アドバイザー研修等
そ の 他	2人	豪雨災害対策研修
合 計	20人	

7 職員の福利厚生制度の状況

(1) 健康診断

区 分	受 診 者 数	内 容 等
総合検診	40人	短期人間ドック
職員健診	2人	上記以外の健康診断
合 計	42人	

(2) 永年勤続表彰

・勤続35年表彰：2人/勤続20年表彰：3人

(3) 共同互助会の名称：北海道市町村職員福祉協会

・公費補助等総額：161,000円

・一人あたり公費負担額：3,220円

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。